

埼玉県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに
費用弁償に関する条例

平成19年4月1日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び第203条の2の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合の議会議員、広域連合長、副広域連合長、選挙管理委員会委員、監査委員及びその他の非常勤の特別職職員（以下「特別職の職員」という。）の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬及び報酬)

第2条 特別職の職員の議員報酬及び報酬の額は、次に定める額とする。ただし、他の地方公共団体の常勤の職を兼ねる者については、これを支給しない。

区 分	額
議会議長	日額 15,000円
議会議員	日額 10,000円
副広域連合長	日額 10,000円
選挙管理委員会委員長	日額 6,000円
選挙管理委員会委員	日額 5,000円
監査委員	日額 8,000円
その他の非常勤の特別職職員	予算の範囲内で広域連合長が定める額

2 議員報酬及び報酬は、特別職の職員が招集に応じ会議に出席した日の翌月末日（埼玉県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年広域連合条例第1号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で当該休日でない日）までに支給する。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が招集に応じ会議に出席したときは、当該職員の住所地の市町

村庁から会場地までの距離に従い別表に定めるところにより費用弁償を支給する。

- 2 特別職の職員に支給する旅費については、埼玉県後期高齢者広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第9号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月21日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月22日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

距離の区分	費用弁償（1日につき）
往復30キロメートル未満（招集地居住者を含む）	1,000円
往復30キロメートル以上 往復50キロメートル未満	2,000円
往復50キロメートル以上 往復70キロメートル未満	3,000円
往復70キロメートル以上	4,000円